

講師の基準

1. 初任者研修

科目	内 容	講師の要件	特に求められる能力
1. 職務の理解	1 多様なサービスの理解	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に概ね5年以上従事している介護福祉士 ・相談援助業務に概ね5年以上従事している社会福祉士 ・在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師又は看護師 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修全体の構成・各研修科目相互の関連性についての知識 ・介護保険サービス及びその他の福祉サービスについての具体的な知識 ・介護に関わる専門職種の職務内容の知識
	2 介護職の仕事内容や働く現場	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者等の主任訪問介護員 ・介護保険施設等の施設長 ・当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 ・その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	1 人権と尊厳を支える介護	<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務に概ね5年以上従事している社会福祉士 ・介護業務に概ね5年以上従事している介護福祉士 ・在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師又は看護師 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援、介護予防という考え方に基づく介護に関する知識 ・利用者の残存機能を活用した自立支援や重度化防止に資するケアについての知識 ・尊厳を支えるケアの知識 ・虐待防止、権利擁護、成年後見制度等の知識
	2 自立に向けた介護	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者等の主任訪問介護員 ・当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 ・その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	
3. 介護の基本	1 介護職の役割、専門性と多職種との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に概ね5年以上従事している介護福祉士 ・在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師又は看護師 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職の業務内容、専門性に関する知識 ・チームケアに関する知識 ・介護職の職業倫理に関する知識 ・介護における安全の確保とリスクマネジメントに関する知識 ・介護職の心身の健康管理に関する知識
	2 介護職の職業倫理	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者等の主任訪問介護員 	
	3 介護における安全の確保とリスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン作成業務に従事している介護支援専門員 ・当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 	
	4 介護職の安全	<ul style="list-style-type: none"> ・その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	

4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	1 介護保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ・当該科目に関する事務を担当している行政職員 ・相談援助業務に概ね5年以上従事している社会福祉士 ・ケアプラン作成業務に従事している介護支援専門員 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の理念、制度の目的、サービス利用の流れ、各専門職の役割・責務及び最近の動向に関する知識
	3 障害福祉制度及びその他制度	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設等の施設長 ・当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 ・その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉の理念、障害者自立支援制度(サービス内容、サービス利用の流れ)に関する知識
	2 医療との連携とリハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね5年以上の直接援助実務経験のある理学療法士又は作業療法士 ・医師 ・在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師又は看護師 ・当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 ・その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーション医療に関する知識 ・医療、看護と介護の役割・連携に関する知識
5. 介護におけるコミュニケーション技術	1 介護におけるコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に概ね5年以上従事している介護福祉士 ・相談援助業務に概ね5年以上従事している社会福祉士 ・概ね5年以上の直接援助実務経験のある臨床心理士 ・在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師又は看護師 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者(児)の心理、コミュニケーション能力及び心身機能に合わせたコミュニケーション技術に関する知識 ・チームケアにおける専門職間でのコミュニケーションに関する知識
	2 介護におけるチームのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者等の主任訪問介護員 ・当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 ・その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	

6. 老化の理解	1 老化に伴うこころとからだの変化と日常	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・保健師又は看護師 ・当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 ・その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢、老化に伴う生理的な変化や心身の変化・特徴、社会面、精神面、知的能力面の変化と心理的特徴に関する知識 ・高齢者の疾病、症状の特徴、治療・生活上の留意点、高齢者の疾病による訴えに関する知識
	2 高齢者と健康		
7. 認知症の理解	1 認知症を取り巻く状況	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に概ね5年以上従事している介護福祉士 ・相談援助業務に概ね5年以上従事している社会福祉士 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の概念、原因疾患と病態に関する知識 ・認知症を持つ利用者の心理・行動に関する知識 ・認知症を持つ利用者の介護における原則についての知識 ・認知症を持つ利用者の家族への支援に関する知識
	3 認知症に伴うこころとからだの変化と日常	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師又は看護師 ・サービス提供責任者等の主任訪問介護員 ・概ね5年以上の直接援助実務経験のある臨床心理士 	
	4 家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 ・その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	
	2 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・看護師又は保健師 ・当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 ・その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	

8. 障害の理解	1 障害の基礎的 理解	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に概ね5年以上従事している介護福祉士 ・相談援助業務に概ね5年以上従事している社会福祉士 ・概ね5年以上の直接援助実務経験のある臨床心理士 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の概念とICF、障害者福祉に関する知識 ・高齢者介護と障害者介護との違い及び各障害特性を踏まえた介護の知識・技術に関する知識
	3 家族の心理、かわり 支援の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師又は看護師 ・サービス提供責任者等の主任訪問介護員 ・当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 ・その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	
	2 障害の医学的側 面、生活障害、心理・行動の特徴・関 わり支援等の基礎 知識	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・看護師又は保健師 ・当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 ・その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	
9. ことごとからだのしくみと生活支援技術	1 介護の基本的な 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に概ね5年以上従事している介護福祉士 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識 ・生活の支援としての介護技術及び安全なサービス提供方法に関する知識、技術 ・家事援助に関する知識 ・居住環境及び住宅改修に関する知識 ・福祉用具に関する知識 ・整容に関する知識 ・移動・移乗に関する知識 ・食事、栄養に関する知識 ・入浴、清潔保持、排泄、睡眠に関する知識 ・終末期ケアに関する知識
	2 介護に関するこ ころのしくみの基 礎的理解	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師又は看護師 	
	3 介護に関するか らだのしくみの基 礎的理解	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者等の主任訪問介護員 ・概ね5年以上の直接援助業務経験のある理学療法士又は作業療法士（「5 快適な居住環境整備と介護」又は「7 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」のみ） 	
	4 生活と家事		
	5 快適な居住環境 整備と介護		
	6 整容に関連した ところとからだの しくみと自立に向 けた介護	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね5年以上の実務経験のある栄養士又は管理栄養士（「8 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」のみ） 	
	7 移動・移乗に関 連したところと からだのしくみと 自立に向けた介護	<ul style="list-style-type: none"> ・当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 ・その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	

	8 食事に関連した ところとからだの しくみと自立に向 けた介護		
	9 入浴、生活保持に 関連したところと からだのしくみと自立 に向けた介護		
	10 排泄に関連した ところとからだのし くみと自立に向けた 介護		
	11 睡眠に関連した ところとからだのし くみと自立に向けた 介護		
	12 死にゆく人に 関連したところと からだのしくみと終末期 介護		
	13 介護過程の基礎 的理解		
	14 総合生活支援技 術演習		
10: 振 り 返 り	1 振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に概ね5年以上従事している介護福祉士 ・相談援助業務に概ね5年以上従事している社会福祉士 ・在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師又は看護師 ・サービス提供責任者等の主任訪問介護員 ・介護保険施設等の施設長 ・当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 ・その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修全体の構成・各研修科目相互の関連性についての知識 ・保健・医療・福祉の制度やサービスについての具体的な知識 ・介護に関わる専門職種の職務内容の知識
	2 就業への備えと 研修修了後におけ る継続的な研修		

(注1) 同一の講師が担当する科目数は、5科目以内とする。なお、「9. ところとからだのしくみと生活支援技術」については、複数の講師を配置することとし、講師1人あたりの担当時間数も偏りがないようにすること。

(注2) 実習を行う場合は、原則として受講者20人当たり1人の講師が担当すること。

(注3) 特に求められる能力については、講義については質疑応答できるレベル、実習に関しては受講者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

(注4) 講師の要件における「同等の能力を有すると認められる者」については、各科目に掲げる有資格者等と同等の能力を有する者とし、同等の能力を有すると判断される理由等について、講師調書の特記事項に具体的に記載すること。

講師の基準

2. 生活援助従事者研修

科目	内 容	講師の要件	特に求められる能力
1. 職務の理解	1 多様なサービスの理解	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に概ね5年以上従事している介護福祉士 ・相談援助業務に概ね5年以上従事している社会福祉士 ・在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師又は看護師 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修全体の構成・各研修科目相互の関連性についての知識 ・介護保険サービス及びその他の福祉サービスについての具体的な知識 ・介護に関わる専門職種の職務内容の知識
	2 介護職の仕事内容や働く現場	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者等の主任訪問介護員 ・介護保険施設等の施設長 ・当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 ・その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	1 人権と尊厳を支える介護	<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務に概ね5年以上従事している社会福祉士 ・介護業務に概ね5年以上従事している介護福祉士 ・在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師又は看護師 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援、介護予防という考え方に基づく介護に関する知識 ・利用者の残存機能を活用した自立支援や重度化防止に資するケアについての知識 ・尊厳を支えるケアの知識 ・虐待防止、権利擁護、成年後見制度等の知識
	2 自立に向けた介護	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者等の主任訪問介護員 ・当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 ・その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	
3. 介護の基本	1 介護職の役割、専門性と多職種との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に概ね5年以上従事している介護福祉士 ・在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師又は看護師 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職の業務内容、専門性に関する知識 ・チームケアに関する知識 ・介護職の職業倫理に関する知識 ・介護における安全の確保とリスクマネジメントに関する知識 ・介護職の心身の健康管理に関する知識
	2 介護職の職業倫理	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者等の主任訪問介護員 	
	3 介護における安全の確保とリスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン作成業務に従事している介護支援専門員 ・当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 	
	4 介護職の安全	<ul style="list-style-type: none"> ・その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	

4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	1 介護保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ・当該科目に関する事務を担当している行政職員 ・相談援助業務に概ね5年以上従事している社会福祉士 ・ケアプラン作成業務に従事している介護支援専門員 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の理念、制度の目的、サービス利用の流れ最近の動向に関する知識
	3 障害福祉制度及びその他制度	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設等の施設長 ・当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 ・その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉の理念、障害福祉制度（サービス内容、サービス利用の流れ）に関する知識
	2 医療との連携とリハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね5年以上の直接援助実務経験のある理学療法士又は作業療法士 ・医師 ・在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師又は看護師 ・当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 ・その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーション医療に関する知識 ・医療、看護と介護の役割・連携に関する知識
5. 介護におけるコミュニケーション技術	1 介護におけるコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に概ね5年以上従事している介護福祉士 ・相談援助業務に概ね5年以上従事している社会福祉士 ・概ね5年以上の直接援助実務経験のある臨床心理士 ・在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師又は看護師 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者（児）の心理、コミュニケーション能力及び心身機能に合わせたコミュニケーション技術に関する知識 ・チームケアにおける専門職間でのコミュニケーションに関する知識
	2 介護におけるチームのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者等の主任訪問介護員 ・当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 ・その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	

6. 老化と認知症の理解	1 老化に伴うこころとからだの変化と日常	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・保健師又は看護師 ・当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 ・その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢、老化に伴う生理的な変化や心身の変化・特徴、社会面、精神面、知的能力面の変化と心理的特徴に関する知識 ・高齢者の疾病、症状の特徴、治療・生活上の留意点、高齢者の疾病による訴えに関する知識 ・認知症の概念、原因疾患と病態に関する知識
	2 高齢者と健康		
	4 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理		
	3 認知症を取り巻く状況	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に概ね5年以上従事している介護福祉士 ・相談援助業務に概ね5年以上従事している社会福祉士 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症を持つ利用者の心理・行動に関する知識 ・認知症を持つ利用者の介護における原則についての知識
	5 認知症に伴うこころとからだの変化と日常	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師又は看護師 ・サービス提供責任者等の主任訪問介護員 ・概ね5年以上の直接援助実務経験のある臨床心理士 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症を持つ利用者の家族への支援に関する知識
	6 家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 ・その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	
7. 障害の理解	1 障害の基礎的理解	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に概ね5年以上従事している介護福祉士 ・相談援助業務に概ね5年以上従事している社会福祉士 ・概ね5年以上の直接援助実務経験のある臨床心理士 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の概念とICF、障害者福祉に関する知識 ・高齢者介護と障害者介護との違い及び各障害特性を踏まえた介護の知識・技術に関する知識

	3 家族の心理、かわり支援の理解	<ul style="list-style-type: none"> 在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師又は看護師 サービス提供責任者等の主任訪問介護員 当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	
	2 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かわり支援等の基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> 医師 看護師又は保健師 当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	
8. ところとからだのしくみと生活支援技術	1 介護の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 介護業務に概ね5年以上従事している介護福祉士 	<ul style="list-style-type: none"> 介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識 生活の支援としての生活援助中心型サービスの安全なサービス提供方法に関する知識、技術 家事援助に関する知識 居住環境及び住宅改修に関する知識 移動・移乗に関する知識 食事、栄養に関する知識 睡眠に関する知識 終末期ケアに関する知識
	2 介護に関するところのしくみの基礎的理解	<ul style="list-style-type: none"> 在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師又は看護師 	
	3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供責任者等の主任訪問介護員 概ね5年以上の直接援助務経験のある理学療法士又は作業療法士（「5 快適な居住環境整備と介護」又は「6 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」のみ） 	
	4 生活と家事		
	5 快適な居住環境整備と介護		
	6 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	<ul style="list-style-type: none"> 概ね5年以上の実務経験のある栄養士又は管理栄養士（「8 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」のみ） 当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	
	7 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護		
	8 睡眠に関したところとからだのしくみと自立に向けた介護		
	9 死にゆく人に関するところとからだのしくみと終末期介		

	護		
	10 介護過程の基礎的理解		
9. 振り返り	1 振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に概ね5年以上従事している介護福祉士 ・相談援助業務に概ね5年以上従事している社会福祉士 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修全体の構成・各研修科目相互の関連性についての知識 ・保健・医療・福祉の制度やサービスについての具体的な知識 ・介護に関わる専門職種の職務内容の知識
	2 就業への備えと研修修了後における継続的な研修	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉サービスと連携を取って活動している保健師又は看護師 ・サービス提供責任者等の主任訪問介護員 ・介護保険施設等の施設長 ・当該科目を担当する福祉・介護・看護系の大学又は専門学校の教員 ・その他上記と同等の能力を有すると認められる者 	

(注1) 同一の講師が担当する科目数は、5科目以内とする。なお、「8. こころとからだのしくみと生活支援技術」については、複数の講師を配置することとし、講師1人あたりの担当時間数も偏りがないようにすること。

(注2) 実習を行う場合は、原則として受講者20人当たり1人の講師が担当すること。

(注3) 特に求められる能力については、講義については質疑応答できるレベル、実習に関しては受講者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

(注4) 講師の要件における「同等の能力を有すると認められる者」については、各科目に掲げる有資格者等と同等の能力を有する者とし、同等の能力を有すると判断される理由等について、講師調書の特記事項に具体的に記載すること。